

株式会社ベルテックス 定款

株式会社ベルテックス 定款

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）

当社は、株式会社ベルテックスと称し、英文ではVertex co., Ltd と表示する。

第 2 条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産に関するコンサルティング業務
2. 不動産の売買・賃貸借・管理及び仲介業務
3. 建物・構築物の修繕・改修工事及びその設計・施工業務
4. 不動産の企画・開発
5. 建設用機械、資材の企画、販売及び賃貸
6. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
7. 不動産特定共同事業法に基づく事業
8. 建築・土木工事の設計・施工・監理及び請負
9. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
10. 前各号に付帯する一切の事業

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第 4 条（公告方法）

当社の公告の方法は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 5 条（機関構成）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

第 7 条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外に権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年11月30日（以下「基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主（以下「基準日株主」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、基準日株主とすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（株主総会の決議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項各号に掲げる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行

う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。ただし、各株主は、株主総会ごとに1名の代理人しか選任することができないものとする。

- 2 前項の代理人は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主に限るものとする。

第18条（議事録）

株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、当該株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、7名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時をもって満了とする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任され、又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長 1 名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長 1 名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、取締役会の日 の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、前項の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

第 27 条（議事録）

取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の

要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項各号で定める事項（前条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合は、会社法施行規則第101条第4項第1号イ乃至ニで定める事項）を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をしたうえで、当該取締役会の日（前条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、本店に備え置く。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第29条（取締役の責任の一部免除）

当会社は、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等、会社法第426条第1項に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項の規定により免除できる額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。

第30条（責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 32 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 33 条（監査役の選任）

監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

第 34 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時をもって満了とする。

- 2 退任監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。

第 35 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

第 37 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

第 39 条（監査役会規則）

当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める「監査役会規則」による。

第40条（監査役の責任の一部免除）

当会社は、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等、会社法第426条第1項に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項の規定により免除できる額を限度として、取締役会の決議により免除することができる。

第41条（責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

第42条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 46 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

第 47 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

第 48 条（剰余金の配当基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年事業年度末日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第 49 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合、その支払開始日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

第 50 条（法令の準拠）

本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

平成 29 年 11 月 27 日 変 更
平成 30 年 10 月 11 日 変 更
令和 2 年 2 月 28 日 変 更
令和 2 年 11 月 26 日 変 更
令和 3 年 2 月 26 日 変 更
令和 3 年 4 月 12 日 変 更
令和 4 年 6 月 6 日 変 更
令和 6 年 2 月 28 日 変 更
令和 7 年 2 月 27 日 変 更
令和 7 年 6 月 18 日 変 更
令和 8 年 6 月 1 日 変 更
令和 8 年 9 月 8 日 変 更